

# 「まちサポお助け隊」

## 協力ボランティア登録説明書

平成22年3月28日 作成



一般社団法人  
大網白里まちづくりサポートセンター  
大網白里町大網32-3 TEL0475-72-8278

## 資料 1

### 「まちサポお助け隊」事業の有償ボランティア登録説明会

これからの地域福祉のあり方 “新たな支え合い”  
(厚生労働省社会・援護局「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」)

「今や、公的な福祉サービスは、質・量とも飛躍的に充実した。この結果、大きな分野ごとの基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスにより充足できるような仕組みが整備された。」

○しかしながら、地域社会には公的福祉サービス（介護保険制度などの対象者）の支援が及ばない、福祉の谷間に据え置かれた人たちの日常生活で起きる困りごと「生活課題」が、その人たちにとって解決も対応もできない深刻な問題として浮上しています。

○「まちサポお助け隊が対応する人と、その生活課題」の例

- ・病気やケガで、今まで普通にできていたことが、できなくなった人の困りごと課題。
- ・一人暮らしの身体が弱ったお年寄りの困りごと課題。
- ・脆弱な高齢者夫婦世帯の困りごと課題。
- ・乳児を抱え相談相手もなく孤立した若いお母さんの困りごと。
- ・介護保険の認定を受けていない方の、日常における生活上の困りごと課題。
- ・介護保険の認定を受けている方の、生活課題にも対応します。

・公的な福祉サービスではカバーできない人の、生活上の困りごとニーズの例。

- ①外出、散歩の付き添い、手助けをします。
- ②お弁当や食材の買い物などの手助けをします。
- ③布団など寝具類の日干し、クリーニング<sup>o</sup>の搬出受け取り。
- ④家屋内外の軽微な修繕、電球や蛍光灯管の交換など、ちょっとした困りごとの手助けをします。
- ⑤その他、軽易な生活上の困りごとなどに対応します。
- ⑥要介護にならない程度の軽度な障害、一時的な要支援状態といった制度の谷間にある人にも対応します。

「まちサポお助け隊」の理念

- 1) 利用者の求めるニーズに素早く対応します。
- 2) 利用者の立場に立った親切丁寧な対応と、納得のいく作業をします。
- 3) 利用者のちょっとした困りごとにも対応します。
- 4) 利用者の安心・安全にも対応します。
- 5) 困りごと生活課題をもった人に、その人自らの内にある生きる力を引き出すような立場で支援します。
- 6) 利用者の幅広い生活ニーズにも柔軟に対応し、多様なサービスを提供します。
- 7) 行政・関連機関と連携、協働して、困りごとの手助け生活課題に対応します。

## 提供するサービス・例

- ①電球の球切れ・蛍光灯の交換
- ②ゴミ出しの手伝い
- ③買い物の代行
- ④食事づくり
- ⑤洗濯の手助け
- ⑥布団干し
- ⑦家内外の掃除
- ⑧戸締まり
- ⑨雨戸の開閉
- ⑩同室家具の配置換え
- ⑪網戸の掃除
- ⑫網戸の張り替え
- ⑬障子の張り替え
- ⑭襖の張り替え
- ⑮散歩・外出の付き添い
- ⑯近距離の外出手助け
- ⑰幼児の沐浴
- ⑱育児・子育ての手助け
- ⑲話相手
- ⑳手紙の代筆、代読
- ㉑囲碁・将棋の相手

- ①包丁研ぎ
- ②庭木の枝きり
- ③庭木の害虫駆除・消毒
- ④住まいの簡単な大工仕事
- ⑤花の植え替え・水やり
- ⑥飼い犬の散歩
- ⑦パソコンの困りごと
- ⑧産前産後の家事手助け
- ⑨病院の付き添い
- ⑩日常生活で必要な生活課題

## 「まちサポお助け隊」

### 会 則

#### (名 称)

第1条 この事業の名称を「まちサポお助け隊」と称する。

#### (事務所)

第2条 「まちサポお助け隊」事業に関する事務所を、一般社団法人 大網白里まちづくりサポートセンター(大網白里町大網32番地3)内に置く。

#### (設 置)

第3条 この事業は、ふだん普通にできていた日常生活ができなくなって困っている人や、脆弱な高齢者、障害者、子育てなどで手助けを必要とする人たちの、生活課題に資することを目的に必要な事業を行う。

#### (性 格)

第4条 この団体の事業および活動は、住民参加型ボランティアによる有償サービスとする。

#### (会 員)

第5条 「まちサポお助け隊」事業は、次の会員をもって構成する。

- (1)利用会員 サービスを利用する会員
- (2)協力会員 サービスを提供する会員
- (3)賛助会員 この会の社会貢献活動および公益性を補完する会員。

#### (登 録)

第6条 会員は、次の登録手数料を納入する。

- (1)利用会員 1000円
- (2)協力会員 1000円

#### (会 費)

第7条 会員は、次の年会費を納入する。

- (1)利用会員 2000円
- (2)協力会員 2000円
- (3)賛助会員 3000円

**(利用料)**

第8条 利用会員は、サービスを利用した場合、次の作業料を支払う。

- (1) はじめの1時間まで、800円
- (2) 1時間を超えると、30分ごとに400円を加算する。
- (3) 作業内容に伴う必要な材料等の経費は、別に負担する。

**(運営費)**

第9条 協力会員は、利用会員から支払われた作業料から、1時間あたり200円を事業の運営費として本会に納入する。

**(コーディネーター)**

第10条 この会は、事業の運営および利用会員と協力会員との円滑な調整を図るため、サポート機能を持つコーディネーターを置く。

付則 この会則は、平成22年4月1日より施行する。

- 2 この事業の運営等に関する施行規則を別に定める。